

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和5年5月17日（令和5年（行情）諮問第394号）

答申日：令和6年1月25日（令和5年度（行情）答申第630号）

事件名：国家安全保障局の後援等名義に関する規程及びこれをつづっている行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書5（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年2月6日付け閣安保第71号号により国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）不開示処分の対象部分の特定を求める。

「不開示とした部分」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

また、このような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に、「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

##### （2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

##### （3）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、文書の特定に漏れがないか念のため確認を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「「国家安全保障局の後援等名義に関する規程」、及び当該文書をつづっている行政文書ファイル等につづられた他の文書の全て。」との行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、処分庁において、令和5年1月5日付け閣安保第10号により法10条2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長した上で、原処分を行ったところ、審査請求人から、「不開示処分の対象部分の特定を求める。」、「一部に対する不開示決定の取消し。」及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

#### 2 原処分の妥当性について

処分庁においては、原処分において、本件対象文書を特定した上、不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分は妥当である。

#### 3 審査請求人の主張について

- (1) 「不開示処分の対象部分の特定を求める。」との点については、  
「不開示とした部分」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。また、このような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記2のとおり本件対象文書の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

- (2) 「一部に対する不開示決定の取消し。」との点については、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記2のとおり本件対象文書の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

- (3) 「他に文書がないか確認を求める。」との点については、「審査請求人には確認するすべがないので、文書の特定に漏れがないか念のため確

認を求める。」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁において、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

#### 4 結語

以上のとおり、原処分維持が適当であると考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年5月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月6日 審議
- ④ 同年12月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 令和6年1月19日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の2に掲げる5文書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、その一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求文言にいう、「国家安全保障局の後援等名義に関する規程」とは、令和3年度に制定された国家安全保障局の内部規程であり、国家安全保障局として申請者の趣旨に賛同し、積極的に支援する価値があると認められる講演会、講習会その他の行事等に対して、当局の後援、協賛、賛助の名義の使用を承認できるとする規程である。これに該当する文書として、文書3を特定した。

イ また、本件開示請求は、「「国家安全保障局の後援等名義に関する規程」及び当該文書をつづっている行政文書ファイル等につづられた他の文書の全て。」であったことから、これに該当する文書として、上記アがつづられた令和3年度における国家安全保障局長指示に関する行政文書ファイルを特定し、同ファイルにつづられていた文書1、文書2、文書4及び文書5を特定した。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、担当部署において書架、書庫及び共有フォルダ内の探索を改めて行ったが、本件対象文書の外に本件請

求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

- (2) 当審査会において、本件開示請求書を確認したところ、本件開示請求は、特定の行政文書及び当該文書がつづられた行政文書ファイル等につづられた他の文書の開示を求めたものであり、上記(1)ア及びイの経緯で本件対象文書を特定した旨の諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえない。また、上記(1)ウの探索範囲等も不十分とはいえず、他に本件請求文言に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、国家安全保障局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 別表の番号1に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、公にされていない国家安全保障局職員の内線番号が記載されていることが認められる。

当該内線番号については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (2) 別表の番号2に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障局職員の職員番号（ID）が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該職員IDについては、当該部署に配置された者のみに与えられるものである。

当該職員IDを公にした場合、国家安全保障局が保有する端末やサーバーへのログインを容易ならしめるおそれがあり、いたずらや偽計等による業務妨害や不正アクセスを助長することにもなりかねず、国家安全保障局の業務の遂行に支障が生じるおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該不開示部分を公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されるとともに、不正アクセスを助長するおそれがあり、国家安全保障局員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (3) 別表の番号3に掲げる不開示部分について

ア 文書1の2枚目ないし13枚目及び文書2の2枚目ないし12枚目の不開示部分には、国家安全保障局の連絡手段である公用情報通信機器・記録機器の取扱方法等の詳細が記載されていることが認められる。

(ア) 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、国家安全保障局の連絡手段である情報通信・記録機器の取扱いに関する具体的な方法・手順等が記載されており、これを公にした場合、国家安全保障局における情報通信上の保護措置等が明らかになり、敵対勢力による妨害や対抗措置を容易ならしめ、国家安全保障局の業務遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、我が国の安全が害されるおそれがあることから不開示とした。

(イ) 国家安全保障局の業務を踏まえれば、当該部分を公にすることにより、国家安全保障局における情報通信上の保護措置等が明らかになり、敵対勢力による妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがある旨の上記（ア）の諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 文書5の2枚目ないし21枚目の不開示部分には、国家安全保障局における情報セキュリティ対策及び執務区画に関する情報が具体的に記載されていることが認められる。

(ア) 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分には、国家安全保障局の情報セキュリティ対策及び執務区画に関する情報の詳細が記載されており、これを公にした場合、国家安全保障局における情報管理上の保護措置等が明らかになるほか、業務遂行体制及び執務室内の構成・配置を推察することが可能となり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、特に機密性の高い情報が取り扱われる区画の所在等が推測されることにより、事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるなど、安全保障上の情報収集・活用などの事務の適切な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから不開示とした。

(イ) 国家安全保障局の情報業務の重要性に鑑みれば、当該部分を公にすることにより、国家安全保障局における情報管理上の保護措置が明らかとなり、また業務遂行体制及び執務室内の構成・配置を推察

することが可能となることで、敵対勢力による妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがある旨の上記（ア）の諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美

## 別紙

### 1 本件開示請求

「国家安全保障局の後援等名義に関する規程」，及び当該文書をつづっている行政文書ファイル等につづられた他の文書の全て。【裏面をご参照下さい】

### 2 本件対象文書

文書1 決裁文書一式（国家安全保障局における公用情報通信・記録機器の取扱いに関する規程について）

文書2 決裁文書一式（国家安全保障局における公用情報通信・記録機器の取扱いの細部要領について）

文書3 決裁文書一式（国家安全保障局の後援等名義に関する規程について）

文書4 決裁文書一式（国家安全保障局の後援等名義に関する実施細則について）

文書5 決裁文書一式（国家安全保障局における情報取扱区域の管理及び利用並びに情報の取扱いに関する規程等の一部を改正する規程（国家安全保障局長指示）について）

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1 ないし文書 5	各 1 枚目	不開示とした部分は、職員の内線番号であり、公にすることにより、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、通信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当するため、不開示とした。
2	文書 3	6 枚目ないし 1 5 枚目	不開示とした部分は、職員の内線番号であり、公にすることにより、いたずらや業務妨害等を目的とした通信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当するため、不開示とした。
	文書 4	5 枚目及び 6 枚目	
3	文書 1	2 枚目ないし 1 3 枚目	不開示とした部分は、これまで公にされていない国家安全保障局の連絡手段の取扱いに関する情報、国家安全保障局における情報セキュリティ対策の仔細に関する情報又は国家安全保障局の執務区画の仔細に関する情報であり、公にした場合、敵対勢力からの妨害等を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれ及び行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 3 号及び 6 号に該当するため、不開示とした。
	文書 2	2 枚目ないし 1 2 枚目	
	文書 5	2 枚目ないし 2 1 枚目	

※当審査会事務局において整理した。